

国民健康保険

加入の皆さんが交通事故などでけがをしたときは

交通事故など、他人(第三者)の行為によって、けがや病気をしたときの医療費は、加害者が負担することが原則ですが、その状況により、医療機関で国保が使える場合があります。

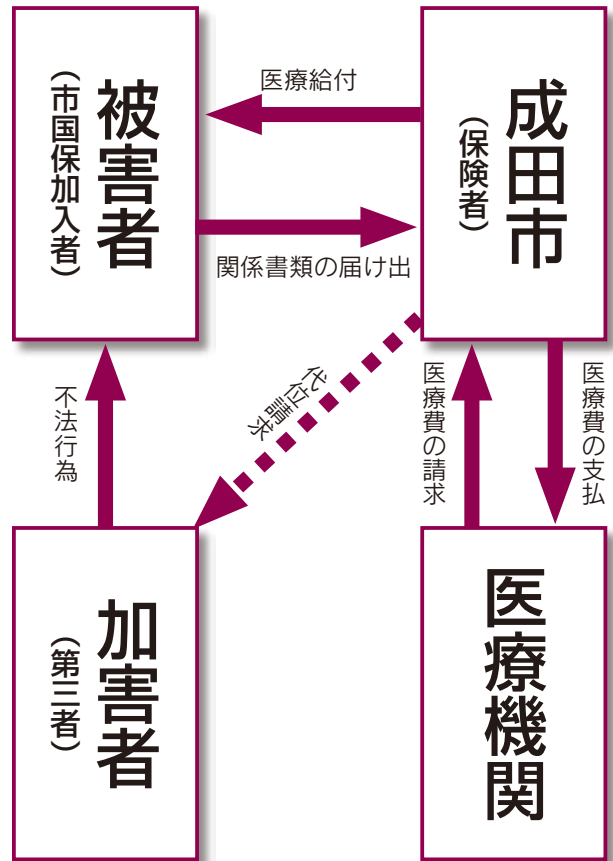
ただし、医療を受ける前に必ず、市の保険年金課へ連絡し、承認を得てください。また、すみやかに「第三者行為による傷病届」など、国保の手続きに必要な書類を提出していただきます。市はこれをもとに、保険給付相当分の医療費を一時的に立て替え、後で被害者に代わり加害者に請求します。

医療手続き中の示談は慎重に

国保による医療手続き中に、加害者から治療費などを受取り、示談を済ませたりすると、国保が使えなくなったり、手続きが煩雑になり、解決までの期間が長引くこととなります。示談などをする前には、必ず保険年金課に相談してください。



— 国保医療手続きのしくみ —



成人を迎えた皆さんへ 20歳がスタート国民年金



成人を迎えた皆さん、国民年金の手続きはもう済んでいますか。日本に住んでいる20歳から60歳までのすべての人は、国民年金に加入します。

国民年金は国が責任をもって運営する公的年金制度で、社会全体で助け合うことを目的としています。老後はもちろん、病気や事故などで障がいが残ったときや死亡といった万一のときに支えになるのが年金です。

国民年金の保険料は月額1万3,860円(平成18年度)です。納付には毎月指定の口座から保険料が自動的に払い込める口座振替や、一度に前払いすることによって割り引きのある前納が便利です。

また、収入がなく、保険料を納められないときには免除制度が、学生(夜間部・定時制・通信制課程も含む)には学生納付特例制度があります。いずれも一定の基準がありますので、保険年金課にご相談ください。国民年金への加入および免除などの手続きは市役所1階の保険年金課と支所の住民課で行っています。